

第 10 回教育委員会

平成 30 年 4 月 24 日
午後 3 時 30 分
本庁舎地下 1 階第 11 共通会議室

議 案

議案第 48 号

平成 31 年度使用教科用図書の採択について

平成 31 年度使用教科用図書の採択について

1 義務教育諸学校

市立中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」の教科用図書については、「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき設置された大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「教科用図書選定委員会」という。）の厳正かつ公正な調査研究を経た答申を参照し、教育委員会において採択する。

咲くやこの花中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」の教科用図書及び水都国際中学校の平成 31 年度使用「特別の教科 道徳」を含む全教科の教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 16 条第 3 項の規定により、教育委員会が、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。水都国際中学校における学校調査会については、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。

また、教育委員会は教科用図書選定委員会と並行して調査・研究をすすめるとともに、採択権者の権限と責任において公正かつ適正な採択を行う。

なお、市立小学校の「特別の教科 道徳」を除く平成 31 年度使用教科用図書については、平成 29 年度検定において新たな図書の申請がなかったことから、前回の平成 25 年度検定合格図書等の中から 4 年間の使用実績と平成 26 年度の調査・研究を踏まえて、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。また、市立中学校の「特別の教科 道徳」を除く平成 31 年度使用教科用図書については、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第 14 条、同法律施行令第 15 条第 1 項の規定により、平成 30 年度使用教科用図書と同一の教科書を採択する。

2 高等学校

大阪市立高等学校における使用教科用図書の採択にあたっては、大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱に基づき各校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という。ただし、水都国際高等学校においては教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する）を設置することとし、教育委員会からの諮問に基づき各校の選定調査会が調査・研究を経て作成した答申を参照し、教育委員会が採択する。

平成 31 年度の使用教科用図書の採択にあたり、選定調査会に関して次の事項を決定する。

記

選定調査会による教科用図書の調査・研究及び答申の作成にあたっては、次の点に留意

して行うこととする。

- (1) 選定調査会の開催状況、選定調査会における議論の状況及び答申の作成経過を明らかにすること。
- (2) 教科用図書の調査・研究については、学習指導要領の内容を踏まえるとともに、学校の教育目標や学科等の特色、生徒の実態等も踏まえ、内容、構成、排列、資料、表現等について十分に行うこと。また、生徒及び保護者から意見聴取を行うとともに、大阪府教育庁を中心として実施する調査研究結果等、学校外も含めた幅広い知見を活用するなど多角的に検討を重ねること。
- (3) 調査・研究にあたっては、主に次の観点で行うこと。

【内容・学習等に関する観点】

- ア 教材の程度・分量・配分は適当か
- イ 態度、技能の養成に適当か
- ウ 表記、挿絵、図版等は適当か
- エ 自発的な学習に適するか
- オ 言語活動の充実に適するか
- カ 思考力の育成に適するか

【学科等の特色、生徒の学習状況等に関する観点】

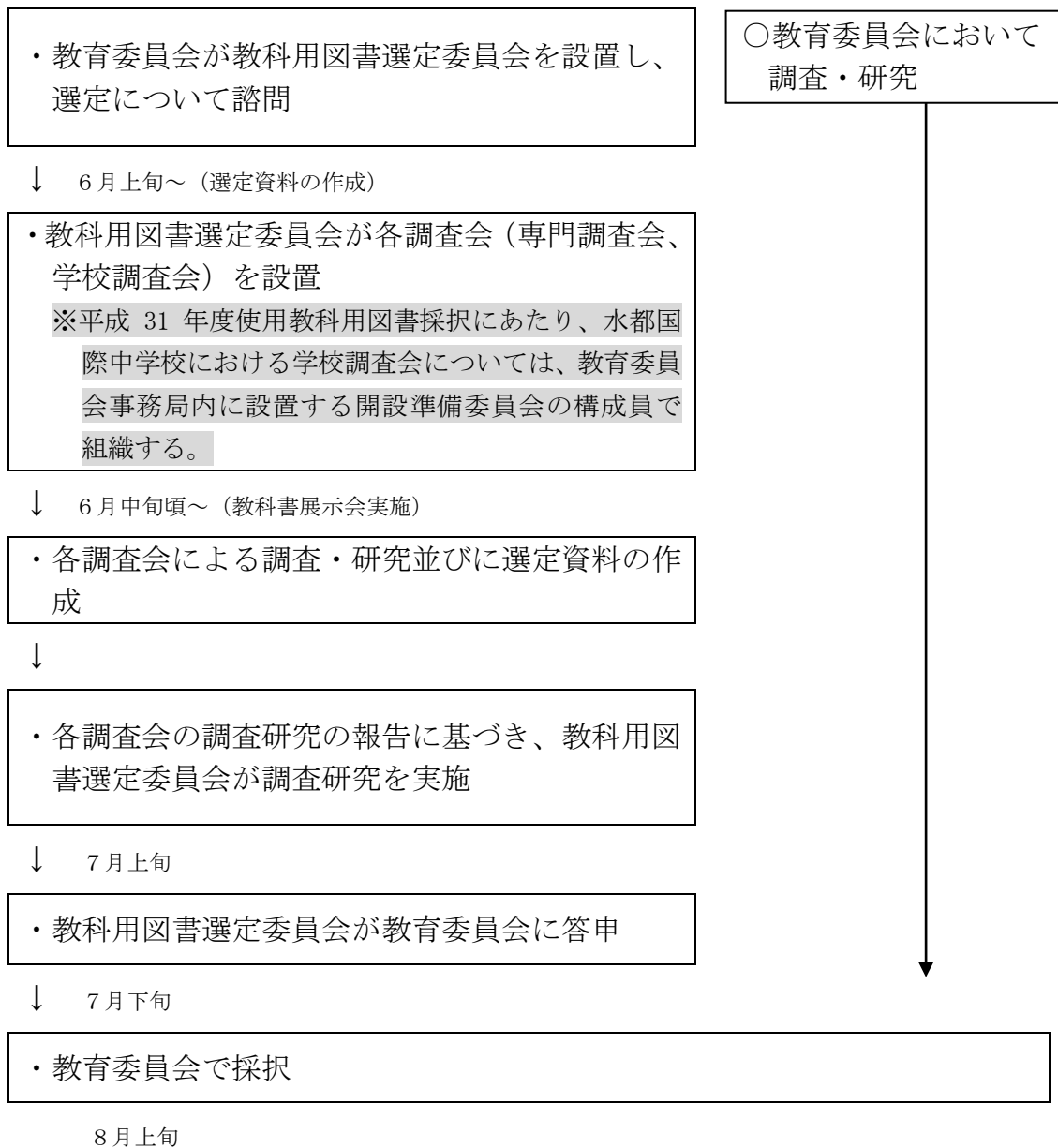
- ア 学科等の特色に適するか
- イ 学習指導計画に適するか
- ウ 生徒の興味・関心に適するか
- エ 生徒の学習のニーズに適するか
- オ 進路や社会とのつながりは適切か

- (4) 調査・研究及び比較検討ののち、各教科（種目）において複数の抽出を行うこと。

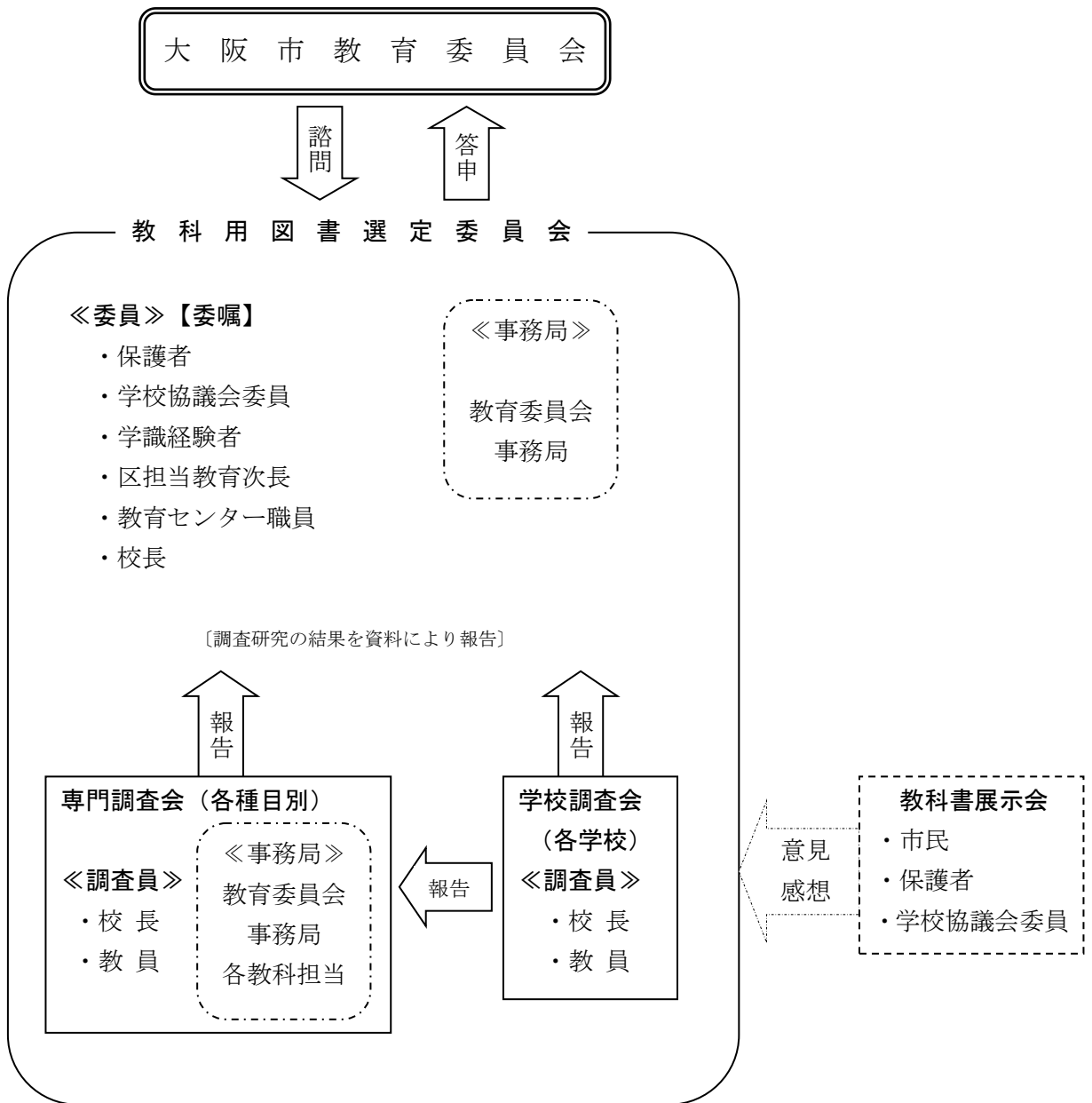
〈参考資料〉

(1) 中学校

① 採択の手順



② 採択の仕組み



③ 委員会・調査会などの業務

教育委員会	<ul style="list-style-type: none"> 市立の小学校及び中学校において使用する教科書として、種目ごとに一種の教科書を採択する。
教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 教科用図書選定委員会等に対して、連絡調整を行い、教科書採択に関する事務を執り行う。 各教科の担当を定め、調査研究にあたるとともに、各調査および府教育委員会教科用図書選定資料などをもとに調査の進捗の把握や調整を執り行う。
教科用図書選定委員会	<ul style="list-style-type: none"> 教育委員会の諮問に応じ、別に定める各調査会等の調査研究の報告や意見等をふまえ、教科書の調査及び研究を行い、各種目について教育委員会に答申する。 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
専門調査会 (各教科)	<ul style="list-style-type: none"> 各種目の専門調査会において、より専門的な立場からの義務教育諸学校における教科書についての調査研究並びに答申資料（案）を作成する。
学校調査会 (各学校)	<ul style="list-style-type: none"> 各学校の調査員が教科書の調査研究を行い、それらをもとに学校長（又はそれに代わる者）は所定の様式により、教科用図書選定委員会に報告する。 ※平成 30 年度教科用図書採択にあたり、水都国際中学校における学校調査会については、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。
市民 保護者 学校協議会	<ul style="list-style-type: none"> 教科書展示会において教科書を閲覧する。 保護者ならびに学校協議会委員で、教育委員会に委嘱された者は、教科用図書選定委員会において教科書の調査研究を行い、意見を述べる。

(2)

高等学校

採択の手順

各高等学校において教科用図書選定調査会（委員長は原則として校長）を設置

※水都国際高等学校については大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱による



教育委員会が各高等学校の教科用図書選定調査会に諮問



大阪府教育庁が市町村教育委員会に採択事務について説明（6月中旬）



◎各高等学校で教科用図書を展示（6月上旬～7月上旬）

各高等学校の教科用図書選定調査会が調査研究を実施



◎保護者及び生徒の意見聴取

各高等学校の教科用図書選定調査会が教育委員会に答申（7月下旬）



教育委員会が各高等学校の教科用図書について採択（8月上旬）

(3) 教科用図書の採択に関する根拠法令等

① 教科用図書の使用

○ 学校教育法

(文部科学省検定・著作教科用図書使用の原則)

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

3 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等については、政令で定める。

第49条 第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。

第62条 第30条第2項、第31条、第34条、第37条第4項から第17項まで及び第19項並びに第42条から第44条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第51条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第51条」と読み替えるものとする。

(原則外使用)

附則第9条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第34条第1項(第49条、第62条、第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第34条第1項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

○ 学校教育法施行規則

(教科用図書の特例)

第89条 高等学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書のない場合には、当該高等学校の設置者の定めるところにより、他の適切な教科用図書を使用することができる。

② 採択

○ 学校教育法

第71条 同一の設置者が設置する中学校及び高等学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、中等教育学校に準じて、中学校における教育と高等学校における教育を一貫して施すことができる。

○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(教育委員会の職務権限)

第21条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。

1-5 省略

6 教科書その他の教材の取扱に関すること。

7-19 省略

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律
(教科用図書の採択)

第13条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第10条の規定によって当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。

2 省略

3 公立の中学校で学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。

4~5 省略

6 第1項から第3項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号。以下「臨時措置法」という。）第6条第1項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(指定都市に関する特例)

第16条 省略

2 指定都市の教育委員会は、第10条の規定によって都道府県の教育委員会が行う指導、助言又は援助により、前項の採択地区ごとに、当該採択地区内の指定都市の設置する小学校及び中学校において使用する教科用図書として、種目ごとに一種の教科用図書を採択する。

3 第13条第3項及び第6項の規定は、前項の採択について準用する。

③ 同一教科用図書を採択する期間

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律

(同一教科用図書を採択する期間)

第14条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。

○ 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令

(同一教科用図書を採択する期間)

第15条 法第14条の規定により種目ごとに同一の教科用図書を採択する期間は、学校教育法（昭和22年法律第26号）附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合を除き、4年とする。

2 採択期間内において採択した教科用図書（以下この条において「既採択教科用図書」という。）の発行が行われないこととなった場合その他の文部科学省令で定める場合には、新たに既採択教科用図書以外の教科用図書を採択することができる。

3 前項に規定する場合（教育課程の基準の変更に伴い既採択教科用図書の発行が行われないこととなった場合を除く。）において、新たに採択する教科用図書についての採択期間は、第一項の規定にかかわらず、既採択教科用図書についての採択期間から文部科学省令で定める期間を控除した期間とする。

④ 教科書展示会

○ 教科書の発行に関する臨時措置法

(教科書展示会の開催)

第5条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。

2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもってその基準を定める。

○ 教科書の発行に関する臨時措置法施行規則

(教科書展示会の開催時期)

第5条 教科書展示会は、6月1日から7月31日までの間にこれを行うものとし、毎年その開始の時期及び期間を指示する。

2 前項の指示は、告示をもってこれを行う。

(4) 執行機関の附属機関に関する条例（抄）

(設置)

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関の属する執行機関	附属機関	担当事務
市長	省 略	省 略
教育委員会	大阪市学校適正配置審議会	省 略
	大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	教育委員会の諮問に応じ、市立小学校及び市立中学校において使用する教科用図書の選定に関する事項の調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事務
	省 略	省 略
市長及び教育委員会	省 略	省 略

(共同設置の附属機関)

第1条の2 省 略

(委任)

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

2 省 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 大阪市立教育委員会規則第 33 号
大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 28 年大阪市条例第 35 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、大阪市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が市長の意見を聴いて任命し、又は委嘱する。

(1) 大阪市立義務教育諸学校（以下「学校」という。）の校長

(2) 学校教育に専門的知識を有する職員

(3) 区担当教育次長

(4) 学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(5) 教育に関し学識経験を有する者

(6) 学校協議会の委員

(7) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

3 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、委員会の委員となることができない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第 3 条 委員の任期は、任命又は委嘱の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会議は、公開しない。

6 調査審議及び教育委員会に対する意見の具申に関する事項は、諮問にかかる教科用図書が採択されるまでの間、公開しない。

(調査員)

第 6 条 委員会は、専門的な調査検討を行うため、調査員を置くものとする。

2 調査員は、学校の校長及び教員のうちから、委員長が任命する。

- 3 調査員は、調査の経過及び結果を委員会に報告しなければならない。
- 4 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、調査員となることができない。
- 5 調査員の任期は、任命の日から諮問にかかる教科用図書が採択されるまでとする。
- 6 調査員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(関係者の出席)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

- 2 関係者又は関係者であった者は、調査審議に関する事項に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(施行の細目)

第9条 この規則の施行について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成 27 年 5 月 26 日一部改正

(6) 大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱

(設 置)

第1条 大阪市立高等学校（以下「学校」という。）において使用する教科用図書の採択の適正な実施を図るため、各学校に教科用図書選定調査会（以下「選定調査会」という）を置く。

(設置期間)

第2条 選定調査会を置く期間は、毎年度6月1日から7月31日までとする。

(職 務)

第3条 選定調査会は、教育委員会の諮問により、当該学校の教科用図書の調査・研究を行い、その選定に関し教育委員会に意見を答申する。

(組 織)

第4条 選定調査会は、当該学校の校長・准校長及び教員で組織する。なお、学校教育法第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校については、当該中学校の教員を加える。

ただし、水都国際高等学校においては教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会（以下「準備委員会」という。）の構成員で組織する。

2 教科用図書の採択に直接の利害関係を有する者は、選定調査会の構成員となることはできない。

(委 員 長)

第5条 選定調査会に委員長1名を置く。

2 委員長は、当該学校の校長とする。ただし、校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、准校長を置かない学校にあつては教頭とし、准校長を置く学校にあつては准校長とする。准校長を置く学校にあつて、校長及び准校長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教頭とする。校長・准校長及び教頭がともに事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは教育委員会が指定する者とする。

ただし、水都国際高等学校における委員長は、準備委員会の委員長とする。準備委員会の委員長に事故があるとき、または第4条第2項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。

3 委員長は、会務を総理し、選定調査会を代表する。

4 委員長は、選定調査会の会議を招集する。

(細 目)

第6条 この要綱の施行について必要な事項は、教育長が定める。

附 則 この要綱は、昭和45年6月2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年5月13日から施行する。

附 則 この要綱は、平成28年5月24日から施行する。

附 則 この要綱は、平成30年4月24日から施行する。

平成 31 年度使用教科用図書の採択について (文部科学省通知より)

(1) 検定・採択の周期

学校種別等区分		【別記】 検定・採択の周期									
		年度 (西暦)									
		25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	31 (2019)	32 (2020)	33 (2021)	
小 学 校	検 定	◎			◆	◎	◎				
	採 択		△			▲	△	△			
	使用開始			○			●	○	○		
中 学 校	検 定		◎			◆	◎	◎			
	採 択			△			▲	△	△		
	使用開始				○			●	○	○	

◎ : 検定年度
 △ : 直近の検定で合格した教科書の初めての採択が行われる年度
 ○ : 使用開始年度 (小・中学校は原則として4年ごと)
 ◆ : 「特別の教科 道徳」の教科書の検定年度
 ▲ : 直近の検定で合格した「特別の教科 道徳」の教科書の初めての採択が行われる年度
 ● : 「特別の教科 道徳」の使用開始年度

※ 太線以降は、学習指導要領改訂後の教育課程の実施に伴う教科書についてである。
 ※ 小学校における平成30年度、中学校における平成31年度においては、「特別の教科 道徳」を除く各教科の教科書についての採択が行われる。

「平成30年度使用教科書の採択事務処理について」(平成29年3月28日付け28初教科第58号)より

(2) 採択に当たっての留意事項について (小学校用教科書の採択について)

- ・平成29年度検定において新たな図書の申請がなかったため、基本的には前回の平成25年度検定合格図書等の中から、採択を行うこととなること。
- ・例年どおり、採択権者の判断と責任により、綿密な調査研究を踏まえた上で、適切に行われることが必要となるが、その際、4年間の使用実績を踏まえつつ、平成26年度採択における調査研究の内容等を活用することも考えられること。

「平成31年度使用教科書の採択事務処理について」(平成30年3月30日付け29初教科第47号)より

平成 31 年度使用教科用図書の採択について

今年度の採択のポイント

○小学校

前回の調査・研究及び新たな採択は平成 26 年度であり、今年度は 4 年に一度の新たな採択の年度である。

しかし、平成 32 年度より新学習指導要領が全面実施されるため、平成 31 年度には必ずすべての教科書の新たな採択を行う必要がある。

このことから、今年度は平成 26 年度の調査・研究を踏まえて前回と同一の教科書を採択し、4 年間使用した教科書をあと 1 年延長して使用することとする。

○中学校

- ・今年度の新たな採択について

	市内 129 校	咲くやこの花中学校	水都国際中学校
「特別の教科 道徳」	○	○	○
「特別の教科 道徳」 以外の全教科			○

- ・「特別の教科 道徳」の教科用図書採択については、大阪市立学校教科用図書選定委員会の答申を参照し、教育委員会において採択する。
- ・採択手順は、基本的に昨年度行われた小学校「特別の教科 道徳」と同じ手順で行う。
- ・水都国際中学校の「特別の教科 道徳」以外の全教科の採択については、原則的に平成 28 年度使用教科用図書の答申を踏まえ、水都国際中学校の特色を取り入れた調査研究を行う。
- ・教科用図書選定委員会が設置する学校調査会に関して、水都国際中学校における学校調査会は、教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会の構成員で組織する。

○高等学校

- ・水都国際高等学校を含め、21 校で採択を行う。
- ・昨年度と同じ採択の手順で行う。
- ・大阪市立高等学校教科用図書選定調査会要綱第 4 条に「ただし、水都国際高等学校においては教育委員会事務局内に設置する開設準備委員会（以下「準備委員会」という。）の構成員で組織する。」、第 5 条に「ただし、水都国際高等学校における委員長は、準備委員会の委員長とする。準備委員会の委員長に事故があるとき、または第 4 条第 2 項に該当するときは、教育委員会が指定する者とする。」との文言を追加する。(4/24 付)